小規模廃棄物焼却炉を設置される方へ

環境確保条例では、小型焼却炉などによる焼却や野焼き行為は、ダイオキシン類やばいじん等の発生を抑制することが難しいため、条例施行規則で定めるもの（区長が認める小規模の廃棄物焼却炉や伝統的行事等）を除き、**原則禁止**しています。

江東区では、平成２３年４月１日より**「江東区長が認める小規模の廃棄物焼却炉の設置に関する指導指針」**を新たに制定したので、小規模廃棄物焼却炉を設置する場合は、**区長の認定**を受けなければなりません。

＜小規模廃棄物焼却炉とは＞

- **火格子面積又は火床面積：**０．５㎡未満
- **焼却能力：**１時間当たり５０kg未満

※左記の能力以上の焼却炉については、環境確保条例のほかに大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法等の対象となります。

＜指導指針の概要＞

指導指針では、焼却炉の設置に関する各基準及び申請の手続き等について、次のように定めています。

焼却炉の構造基準

・空気取入口及び煙突の先端以外に焼却炉内部と外気が接することがない構造であること。
・燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という)の温度が800℃以上の状態で焼却できること。
・燃焼に必要な量の空気の通風がおこなわれるものであること。
・外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができること。
・燃焼室の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
・燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

ダイオキシン類及びばいじんの量の測定基準

排出ガス中のダイオキシン類及びばいじんの量が条例規則別表第16の基準に適合していることが確認されたものであること。（通常焼却されるものと同様の対象物を焼却すること）

区分	ダイオキシン類の量（単位:ng-TEQ／㎥N)	ばいじんの量（単位:g／㎥N)
平成13年4月1日以降に設置	5	0．15

設置できる場所

・原則として首都高速道路湾岸線より南の地域で、区民の居住していない地域であること。
・自己敷地外に熱気・排気・臭気等の影響を及ぼさない場所に設置できること。
（隣地境界から10m程度の距離を有すること。）

焼却対象物及び焼却で発生した灰

・焼却できる品目は、印刷業等から生じる紙片類及び木材製造業等から生じる木片類等とする。
・焼却で生じた灰は、産業廃棄物として処理業者に処分を委託すること。

設置の申請及び認定

・焼却炉を設置しようとする場合は、申請書に図面・仕様書等の必要書類を添付して、区長あてに提出する。
・申請を行った後、排出ガスの測定を行い、その測定結果を報告し、基準に適合していることが確認された場合は、区長の認定を受けることができる。
※申請手続きについては、裏面を参照してください。

焼却炉の維持・管理

・焼却炉の製造業者等とメンテナンス契約を行い、焼却能力の維持に努めること。
・焼却炉の使用期間中は、二年ごとに排出ガスの測定を行い、測定結果を報告すること。
・排出ガスの測定結果、焼却の量及び運転状況等を記録し保存すること。

＜申請手続きの流れ＞
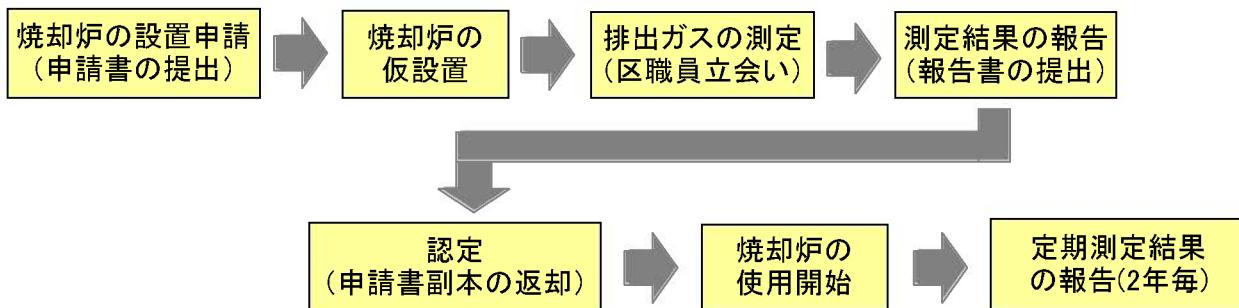
※焼却炉の設置の申請を行う場合は、事前に環境保全課指導係にご相談ください。

＜申請に必要な書類＞

小規模廃棄物焼却炉の申請及び認定には、次のような書類が必要になります。

●焼却炉の設置の申請

1　小規模廃棄物焼却炉申請書（第１号様式）２部
（別紙には、焼却炉の構造や使用方法等を記入してください。）

2　添付書類
- ・案内図（周辺の地図）
- ・配置図
- ・設備の図面（外観･構造が分かるもの）
- ・仕様書・カタログ等（機能・性能が分かるもの）
- ・取扱説明書等

●排出ガスの測定結果の報告

1　ダイオキシン類及びばいじん量測定結果報告書（第２号様式）

2　添付書類
- ・濃度計量証明書（ダイオキシン類）
- ・濃度計量証明書（ばいじん）
- ・計量証明事業登録証の写し（計量法１０７条）
- ・特定計量証明事業者認定証の写し（計量法１２１条の２）

＜その他の届出＞

●定期的な測定結果の報告

焼却炉の使用期間中は、２年ごとに排出ガスの測定を行い、ダイオキシン類及びばいじん量測定結果報告書（第２号様式）に計量証明書等を添付して報告してください。

また、焼却対象物を変更した場合や修理等を行った場合も、排出ガスの測定を行い、報告書により測定結果を報告してください。

●焼却炉の廃止

焼却炉を廃止した場合は、廃止してから３０日以内に小規模廃棄物焼却炉廃止届出書（第４号様式）を提出してください。

相談･問い合わせ先

◆小規模廃棄物焼却炉の設置（環境確保条例）　････　江東区　環境保全課指導係　3647-6147

◆ダイオキシン類対策特別措置法・大気汚染防止法に基づく届出等　････　東京都環境局　大気保全課　5388-3492

◆廃棄物の処理について　一般廃棄物　･････････････　江東区　清掃事務所　3647-6216

産業廃棄物　･････････････　東京都環境局　産業廃棄物対策課　5388-3586